

茨城県報

第7443号

昭和61年4月24日

木曜日

目 次

規 則

(公 安 委 員 会)

- 茨城県少年指導委員運営規則の一部を改正する規則 1

告 示

- 字区域の変更(地方課) 3
●よい行いをたたえる運動実施要綱の一部改正(県民生活課) 6
●昭和61年度委託訓練科・訓練期間の決定(職業能力開発課) 7
●農業改良資金貸付事業に係る私人委託(農業経済課) 7
●畜伝染病の発生並びに転帰(畜産課) 12
●茨城県家畜伝染病まん延防止規則の適用(〃) 12
●新規土地改良事業の認可(4件)(農地管理課) 12
●定款変更の認可(〃) 13
●道路の区域変更・供用開始(6件)(道路維持課) 13
●都市計画道路の変更(9件)(都市計画課) 17

規 則

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第4号

茨城県少年指導委員運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和61年4月24日

茨城県公安委員会委員長 橋 谷 祐 一

茨城県少年指導委員運営規則の一部を改正する規則

茨城県少年指導委員運営規則(昭和60年茨城県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表(第5条関係)を次のように改める。

別表(第5条関係)

活動区域の名称及び活動区域

警察署	活動区域の名称	活動区域
水戸	大工町地区	水戸市天王町, 大工町, 栄町, 泉町, 南町, 宮町
	駅南地区	水戸市城南, 白梅
	大洗地区	大洗町大貫町, 磯浜町
笠間	笠間地区	笠間市喜楽町, 高橋町, 新町, 荒町, 来栖(笠間駅付近)
勝田	勝田駅地区	勝田市泉町, 表町, 元町, 共栄町, 中央町
日立	日立地区	日立市弁天町1丁目, 2丁目, 鹿島町1丁目, 2丁目
	多賀地区	日立市多賀町1丁目, 2丁目, 千石町1丁目, 2丁目
	大みか久慈地区	日立市大みか町1丁目, 2丁目, 久慈町3丁目
	日高地区	日立市日高町1丁目, 2丁目
高萩	高萩駅西地区	高萩市春日町1丁目, 2丁目, 大和町1丁目, 2丁目, 本町1丁目, 2丁目
	高萩駅東地区	高萩市東本町1丁目, 2丁目
	磯原地区	北茨城市磯原町本町
鉾田	鉾田地区	鉾田町大竹, 旧鉾田町
鹿島	鹿島地区	鹿島町宮中, 佐田, 廚
	神栖地区	神栖町南部団地, 北団地, 平泉, 木崎
竜ヶ崎	竜ヶ崎地区	竜ヶ崎市米町, 新町, 横町, 上町
	牛久地区	牛久町のうち常磐線西側(田宮, 城中新地, 猪子, 東大和田, 東瑞穴), 常磐線東側(柏田, 遠山, 中根, 下根)
土浦	桜町地区	土浦市桜町1丁目, 2丁目, 3丁目
	土浦駅前地区	土浦市大和町, 川口町, 下高津
	神立地区	土浦市神立町, 木田余
	真鍋地区	土浦市真鍋1丁目, 2丁目, 3丁目, 4丁目, 5丁目, 6丁目
	阿見・荒川沖地区	土浦市荒川沖2丁目, 9丁目, 阿見町, 住吉
石岡	国府・府中地区	石岡市国府1丁目, 府中1丁目
	東光台(六軒)地区	石岡市東光台, 旭台, 東石岡, 東大橋
筑波学園	天久保地区	桜村天久保
	赤塚地区	谷田部町赤塚(西大通り街)
	伊奈地区	伊奈町板橋, 谷井田, 豊体
	豊里地区	豊里町上郷, 沼崎

下 館	下館駅北地区 下館駅南地区	下館市田中町, 東町, 稲荷町, 薬師町, 鷹場町, 末広町, 桜町, 橋口 下館市南町, 二木成, 下岡崎, 折本
下 妻	砂沼地区 石下地区	下妻市砂沼新田, 新町, 本城町, 上町, 長塚町, 栗山町 石下町本石下, 新石下
水 海 道	水海道地区	水海道市橋本町, 森下町, 元町, 栄町, 天満町, 宝町, 諏訪町, 本町, 淵頭町
結 城	駅南・立町地区	結城市湿辺町, 立町, 国分町
古 河	古河地区 総和地区	古河市本町1丁目, 2丁目, 中央町1丁目, 横山町1丁目, 2丁目, 東町1丁目, 2丁目, 3丁目, 三杉町1丁目, 東本町1丁目, 2丁目, 3丁目, 旭町総和町西牛谷, 上辺見, 駒羽根
境	岩井地区 境地区	岩井市東横町, 本町, 仲町, 新町, 篠山町 境町山神町, 松岡町, 住吉町, 坂花町, 旭町
取 手	取手地区 守谷地区	取手市取手, 中央, 白山, 井野, 新町, 新取手, 戸頭, 井野台 守谷町守谷甲, 大木, 野木崎

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第642号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により八郷町長から土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業に伴い、町内の字区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があつた。

この字区域の変更は、昭和61年4月25日から効力を生ずるものである。

昭和61年4月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

大字浦須字閑 83

- " 字江川 84, 85の内, 86, 87の内, 88の内, 89の内, 90, 93, 93の1, 94の1, 94の3の内
- " 字己セ田 91の内, 乙91の内, 92
- " 字柳町 96の1の内, 97の1の内, 97の2

" 字二反田 98

" 字ク子下 99の内

大字柿岡字中根 乙3907の内

及びこれに伴う国有地の道路、水路等の全部を大字浦須字川岸に変更

大字浦須字柳町 93の1の内、97の1の内

" 字ク子下 99の内

" 字川峯前 100から103まで、104の1、104の2、105の1、111

" 字蔵浦 106の1、106の2、107の1、108から110まで、乙110、110の2

" 字金山 113

大字上林字上川根 142の3の内、143、144の内、145、146、147の1、148の1から148の4まで、
149、149の2、150から153まで、乙153の1から乙153の3まで

" 字横田 154から160まで

" 字茶木下 161から163まで、164の内、165、166の内、167の内、168から170まで、171の
内

" 字深田 529の2、532の内、533の内、534

" 字六天 535の内、536の内、537、538、538の1、539、540

" 字前嶋後 541、542の1、543の1、544から546まで、547の1、548から553まで、554の1

大字柿岡字権水 2492の4の内、2497の1、2501の1、2508の1、2508の3、2508の6、2508の
7、2509の1

及びこれに伴う国有地の道路、水路等の全部を大字浦須字東前に変更

大字上林字中川根 102から106まで、106の2、107の11、108、110の5、111から113まで、113の
1、114、115の2、118の3、120の2、121の2、123から130まで

" 字上川根 131から134まで、137、138、139の1から139の3まで、140、141、142の1、
142の2、142の3の内、144の内

" 字茶木下 164の内、166の内、167の内、171の内

" 字六反町 172から179まで

" 字壁無 180から182まで、183の1から183の3まで、188から195まで

" 字市後田 491から505まで、512、516、乙516、517から519まで

" 字深田 520から528まで、532の内、532の1、533の内

" 字六天 535の内、536の内

大字柿岡字権水 2468の1、2468の4、2469、2470、2470の2、2471の1、2471の3、2472の1、
2492の4の内

及びこれに伴う国有地の道路、水路等の全部を大字上林字前島に変更

大字上林字上川根 136の2

大字柿岡字竹の内 2349から2351まで、2354の4、2355、2356の2、2347の内、2438の内、2439の

2の内、2457の内、2458の内、2459の内、2460の内、2461の内

及びこれに伴う国有地の道路、水路等の全部を大字柿岡字権水に変更

大字柿岡字竹の内 2357の3, 2360, 2386から2389まで, 2392, ²³⁹³₂₃₉₄), 2395から2398まで, 2399

の1, 2399の2, 2402の2, 2411, 2413, 2414, 2420から2425まで, 2425の1,
2426から2428まで, 2428の1, 2429, 2430, 乙2430, 2431から2433まで, 2434の
1, 2434の2, 2437の内, 2438の内, 2439の1, 2439の2の内, 2440から2450ま
で, 2451の1から2451の3まで, 2452から2456まで, 2457の内, 2458の内, 2459
の内, 2460の内, 2461の内

" 字権水 2485の内, 2486の内, 2562の内, 2563の内, 2564, 2565, 2566の内, 2569の内,
2570, 2571の内, 2572の内, 2573の内, 2574の内, 2575の内, 2576の内, 2577の
内, 2578の内, 2579の内, 2580の内, 2581の内, 2582の内, 2583の内, 2606の
内, 2607の内

" 字新田下 2620の内, 2621から2633まで, 2635, 2639, 2649, 2650, 2656, 2657, 2658の
内, 2660の内, 2661の内, 2662の内

及びこれに伴う国有地の道路、水路等の全部を大字柿岡字神殿下に変更

大字柿岡字権水 2585の内, 2585の2の内, 2586から2590まで, 2591の1, 2592の1, 2592の2,
2593の1, 2593の2, 乙2593, 2594, 2595の1, 2596, 2596の2, 2597, 2598,
2598の1, ^{2598の2}, 2600から2604まで, 2605の内, 2607の内, 2608から2611まで, 2612
の1から2612の3まで, 2613の1, 2613の2

" 字新田下 2614の1, 2614の2, 2615の1, 2615の2, 2616から2619まで, 2620の内,
2658の内, 2659, 2660の内, 2661の内, 2662の内, 2763

" 字沖後 2762, 2764, 2765, 2766の1, 2766の2, 2767の1, 2767の2, 2768の1から
2768の3まで, 2769から2775まで, 2776の1, 2777, 2778, 2783の1, 2783の
3, 2784から2787まで, 2788の1, 2789の1, 2790の1, 2790の2, 2791から
2795まで, 2796の1, 2797, 2798の1, 2798の2, 2799の1から2799の4まで,
2800の1, 2800の2, 2801, 2802の1, 2802の2, 2803の1, 2803の2, 2804の
1, 2804の2, 2805の1, 2805の2, 2806の1, 2806の2, 2807の1, 2807の2,
2808の1, 2808の2, 2809の1, 2809の2, 2810の1, 2810の2, 2811の1,
2811の2, 2812の1, 2812の2, 2813の1, ²⁸¹³₂₈₁₄), 2814の2, 2815, 2816,
2817の1, 2817の2, 2818の1, 2819の1, 2820の1, 2825の1, 2826の2,
2828の1, 2830の1, 2835の1, 2837, 2838の1, 2839の1, 2840, 2841の1

" 字下反町 3793の1, 3794, 3795, 乙3796, 3797の1

" 字下川 3831の2

及びこれに伴う国有地の道路、水路等の全部を大字柿岡字沖に変更

大字柿岡字反町 2842の1, 2843から2851まで, 2852の1, 2853の1, 2854の1, 2855の1, 2856の1, 2857の1, 2858の1, 2859の1, 2860, 2861の1の内, 2863の1の内, 2864の1, 2865の1, 2866の1, 2867の1の内, 2868の1, 2869の1, 2870から2874まで, 2875の1の内, 2876の1の内, 2877の1の内, 2879の1の内, 2880の1の内, 2883の内

" 字下反町 3769の1から3769の4まで, 3770の1, 3771の1, 3772の1, 3772の4, 2773の1, 3775の1, 3775の3, 3776の1, 3777の1, 3778から3782まで, 3783の1
及びこれに伴う国有地の道路、水路等の全部を大字柿岡字反り町に変更

大字柿岡字反町 2861の1の内, 2863の1の内, 2867の1の内, 2875の1の内, 2876の1の内, 2877の1の内, 2879の1の内, 2880の1の内, 2881の1, 2882の1, 2883の内, 2884

及びこれに伴う国有地の道路、水路等の全部を大字柿岡字和尚塚に変更

大字浦須字江川 85の内, 87の内, 88の内, 89の内, 94の3の内

" 字己セ田 91の内, 乙91の内

大字柿岡字権水 2533の6

" 字下川 3834, 3834の2, 乙3834, 3835, 3836, 3837の1, 3837の2, 3838から3842まで, 3843の1, 3843の4, 3843の5, 3843の8, 3844, 3845の1から3845の3まで, 3847の1, 3847の2, 3848から3850まで, 3851の1, 3851の2, 3852から3856まで, 3857の1から3857の3まで, 3858から3863まで, 3864の1, 3864の2, 3865から3869まで, 3872から3874まで, 3876, 3877, 3878, 3879から3882まで, 3883の3878の内, 3884の1, 3886の1

及びこれに伴う国有地の道路、水路等の全部を大字柿岡字中根に変更

茨城県告示第643号

昭和39年4月24日茨城県告示第573号で告示したよい行いをたたえる運動実施要綱の一部を次のように改正する。

昭和61年4月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

5の(2)中「専修職業訓練校長」を「高等技能専門校長」に改める。

5の(3)中「総合県民室長」を「県民生活課長」に改める。

茨城県告示第644号

茨城県県立職業訓練校規則(昭和54年茨城県規則第10号)第2条の規定により、昭和61年度の能力再開発訓練(委託訓練)に係る訓練科、訓練生の定員及び訓練期間を次のとおり定める。

昭和61年4月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

校名	訓練の種類		能力再開発訓練		
	訓練課程	職業転換訓練課程			
		訓練科名	定員(人)	訓練期間	訓練開始月
茨城県立水戸高等技能専門校	洋裁科	10	6月	7月	
	計	10			
茨城県立日立高等技能専門校	和文タイプ科	10	6月	9月	
	計	10			
茨城県立土浦高等技能専門校	造園科	10	6月	6月	
	家屋營繕科	10	6月	9月	
	OA事務科	10	6月	6月	
	計	30			
茨城県立三和高等技能専門校	和文タイプ科	10	6月	7月	
	計	10			
合	計	60			

茨城県告示第645号

農業改良資金の貸付事業に係る公金の収納及び支出の事務について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、別表に掲げる者に委託した。

昭和61年4月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

委託期間 昭和61年4月1日から昭和62年3月31日まで

別 表

受 託 者 名 称	所 在 地
茨城県信用農業協同組合連合会	水戸市梅香1—1—4
水戸市農業協同組合	" 赤塚2—27
常澄村農業協同組合	東茨城郡常澄村大串1203
茨城町農業協同組合	" 茨城町大字長岡1263
常陸小川農業協同組合	" 小川町大字小川1484—2
茨城白河農業協同組合	" " 大字上合116
美野里町農業協同組合	" 美野里町大字竹原2120—5
内原町農業協同組合	" 内原町内原175—13
常北町農業協同組合	" 常北町大字石塚1157
桂村農業協同組合	" 桂村大字阿波山2737
御前山村農業協同組合	" 御前山村大字野口1396
大洗町農業協同組合	" 大洗町成田町208
笠間市農業協同組合	笠間市飯合146
友部町農業協同組合	西茨城郡友部町八雲1—3—5
岩間町農業協同組合	" 岩間町大字下郷4446
七会村農業協同組合	" 七会村徳藏630
岩瀬町農業協同組合	" 岩瀬町大字岩瀬1911—1
那珂湊市農業協同組合	那珂湊市积迎町23—22
勝田市農業協同組合	勝田市泉町2—12
東海村農業協同組合	那珂郡東海村大字船場544—2
那珂農業協同組合	" 那珂町大字菅谷4456—5
瓜連町農業協同組合	" 瓜連町大字瓜連1370—1
常陸大宮農業協同組合	" 大宮町3091—6
山方町農業協同組合	" 山方町大字山方951—1
美和村農業協同組合	" 美和村大字高部402—2
緒川村農業協同組合	" 緒川村大字上小瀬4257
常陸太田南部農業協同組合	常陸太田市山下町3889
常陸太田北部農業協同組合	" 里野宮町21—1
金砂郷村農業協同組合	久慈郡金砂郷村大方1701

水府村農業協同組合	" 水府村松平49—5
里美村農業協同組合	" 里美村大字大中1493—2
大子町農業協同組合	" 大子町大字大子835—6
日立市農業協同組合	日立市宮田町3—4—7
日立市多賀農業協同組合	" 多賀町1—12—10
高萩市農業協同組合	高萩市本町1—100—2
北茨城市農業協同組合	北茨城市磯原町豊田453
平潟町信用農業協同組合	" 平潟町319
十王町農業協同組合	多賀郡十王町大字友部122—4
茨城旭村農業協同組合	鹿島郡旭村大字造谷1071
鉾田町農業協同組合	" 鉾田町大字安房1409—1
大洋村農業協同組合	" 大洋村大字汲上3027—2
常陸大野農業協同組合	" 大野村浜津賀871—1
常陸鹿島農業協同組合	" 鹿島町大字大船津2241
神栖町農業協同組合	" 神栖町大字溝口4991
波崎町農業協同組合	" 波崎町大字太田1888—47
麻生町農業協同組合	行方郡麻生町大字麻生3346—25
牛堀町農業協同組合	" 牛堀町大字牛堀10
牛堀町八代農業協同組合	" " 大字上戸64
潮来町農業協同組合	" 潮来町大字辻930—1
北浦村農業協同組合	" 北浦村大字山田2901—2
玉造町農業協同組合	" 玉造町浜448
竜ヶ崎市農業協同組合	竜ヶ崎市8200
馴柴農業協同組合	" 若柴町3126
大宮地区農業協同組合	" 大徳町2498—1
江戸崎町農業協同組合	稻敷郡江戸崎町大字江戸崎甲3016—3
美浦村農業協同組合	" 美浦村木原2660
美浦村安中農業協同組合	" " 大字馬見山654
阿見町農業協同組合	" 阿見町大字阿見4667—1
君原農業協同組合	" " 大字君島545
牛久町中央農業協同組合	" 牛久町柏田1527

茎崎農業協同組合	" 茎崎町大字小茎287
新利根村農業協同組合	" 新利根村大字柴崎6719
河内村農業協同組合	" 河内村大字長竿3566
桜川村農業協同組合	" 桜川村大字古渡840
茨城東農業協同組合	" 東村大字上之島3221—2
本新農業協同組合	" " 大字本新310
土浦市農業協同組合	土浦市田中1—1—4
石岡市農業協同組合	石岡市府中4—8—17
石岡市高浜農業協同組合	" 大字高浜795
三村農業協同組合	" 大字三村1809—1
関川農業協同組合	" 大字石川1123—1
出島村農業協同組合	新治郡出島村大字深谷ゆの区3434—12
佐賀農業協同組合	" " 大字田伏816
志士庫農業協同組合	" " 大字宍倉1597—1
新生農業協同組合	" " " 6193—20
田余農業協同組合	" 玉里村大字上玉里1046
茨城玉川農業協同組合	" " 大字下玉里456
八郷町農業協同組合	" 八郷町大字柿岡3236—6
小桜農業協同組合	" " 大字川又796—21
志筑農業協同組合	" 千代田村大字下志筑320—1
新治農業協同組合	" " 市川694
千代田村七会農業協同組合	" " 中佐谷271—1
にいはり村農業協同組合	" 新治村大字藤沢字愛宕後514—1
桜村農業協同組合	" 桜村大字東岡335
谷田部町農業協同組合	筑波郡谷田部町大字谷田部2074—1
茨城伊奈農業協同組合	" 伊奈町谷井田1609
谷和原村農業協同組合	" 谷和原村大字加藤224—3
茨城豊里農業協同組合	" 豊里町大字上郷3621—1
筑波町農業協同組合	" 大字北条5215
大穂町農業協同組合	" 大穂町大字大曾根3434
大穂町中央農業協同組合	" " 吉沼1104—1

取手市農業協同組合	取手市大字寺田5144—3
守谷町農業協同組合	北相馬郡守谷町大字守谷甲2225—1
藤代町農業協同組合	" 藤代町毛有111
利根町農業協同組合	" 利根町大字立崎403
下館市農業協同組合	下館市大字岡芹2222
下妻市農業協同組合	下妻市大字下妻丙630—1
関城町農業協同組合	真壁郡関城町犬塚143
明野町農業協同組合	" 明野町大字海老ヶ島848
真壁町農業協同組合	" 真壁町大字塙世79—1
茨城大和農業協同組合	" 大和村大字本木1887—1
茨城協和農業協同組合	" 協和町大字門井1975—1
結城市農業協同組合	結城市大字結城8173
水海道市農業協同組合	水海道市小山戸町383
茨城八千代農業協同組合	結城郡八千代町大字菅谷1160—1
千代川村農業協同組合	" 千代川村大字宗道173
石下町農業協同組合	" 石下町向石下114
古河市農業協同組合	古河市大字中田1299
岩井市農業協同組合	岩井市大字岩井2229
総和町農業協同組合	猿島郡総和町大字駒羽根711
茨城五霞農業協同組合	" 五霞村大字新幸谷453
茨城三和農業協同組合	" 三和町大字仁連2074—1
猿島町農業協同組合	" 猿島町大字山12850
茨城境農業協同組合	" 境町大字長井戸23
茨城県北酪農業協同組合	水戸市東赤塚2101
美野里酪農業協同組合	東茨城郡美野里町堅倉1256—1
保内郷酪農業協同組合	久慈郡大子町大字大子1098—1
利根酪農業協同組合	稻敷郡河内村金江津7502—3
土浦酪農業協同組合	土浦市下高津4—19—7
石岡酪農業協同組合	石岡市大字石岡2181—1
常南酪農業協同組合	" 貝地2—5—11
茨城県西酪農業協同組合	下妻市大字本城町1—47

下館酪農業協同組合	下館市大字茂田1686—1
共栄酪農業協同組合	水海道市豊岡町乙1200

茨城県告示第646号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第4項の規定により家畜伝染病の発生及び転帰について次のとおり報告があつた。

昭和61年4月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

発生番号	畜種	病名	発生群数	発生日	転帰月日	転帰	発生場所
1～3	みつばち	腐蛆病	3群	61.4.11	61.4.12	焼却処分 (自衛)	結城郡千代川村 長萱1024

茨城県告示第647号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則(昭和27年茨城県規則第47号)第3条第1項の規定に基づき、ニューカッスル病防止のための移入禁止区域等について次のとおり指定する。

昭和61年4月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

1 移入禁止区域 栃木県今市市

2 家畜の種類及び物品

鶏及びニューカッスル病の病原体を広げるおそれのあるもの

3 移入禁止期間 告示の日から当分の間

4 その他

車両等に積載のまま通過するもの及び特別の理由により知事の許可を受けた場合はこの限りでない。

茨城県告示第648号

昭和61年1月13日付けで豊田新利根土地改良区から認可申請のあつた北方地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和61年4月15日認可した。

昭和61年4月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

茨城県告示第649号

昭和61年1月30日付けで常北町長大高秀男から認可申請のあつた石塚小松地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和61年4月15日認可した。

昭和61年4月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

茨城県告示第650号

昭和60年11月26日付けで村田村外三ヶ村土地改良区から認可申請のあつた清水地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和61年4月15日認可した。

昭和61年4月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

茨城県告示第651号

昭和60年12月2日付けで鹿島郡大野村大字津賀1919番地の1村山彰ほか53名から認可申請のあつた塙地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和61年4月15日認可した。

昭和61年4月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

茨城県告示第652号

昭和61年3月25日付けで武田土地改良区から申請のあつた定款変更を土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により昭和61年4月14日認可した。

昭和61年4月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

茨城県告示第653号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和61年4月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年4月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 古河岩井線
 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
猿島郡境町2696番地先から	旧	メートル 最大 7.95 最小 7.95 最大 9.50 最小 7.95	330.50 332.20	
猿島郡境町1928番2地先まで	新	最大 7.95 最小 7.95	330.50	迂回路徹去

茨城県告示第654号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和61年4月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年4月24日

茨城県知事職務代理者
 茨城県副知事 竹内精一

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 小山菅生小綱停車場線
 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
筑波郡谷和原村大字小綱 字東中宿713番地先から	旧	メートル 最大 6.50 最小 6.10	392.00	
筑波郡谷和原村大字小綱 字下宿737-4番地先まで	新	最大 6.50 最小 6.10 最大 39.00 最小 7.00	392.00 585.00	

茨城県告示第655号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和61年4月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年4月24日

茨城県知事職務代理者
 茨城県副知事 竹内精一

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 江戸崎阿見線
 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
稲敷郡阿見町大字曙 151—78番地から	旧	最大 メートル 11.00	メートル	
		最小 5.20	1,140.00	
稲敷郡阿見町大字阿見 3236—3番地まで	新	最大 11.00	1,140.00	土地区画整理事業施
		最小 5.20 最大 40.00 最小 18.00	1,105.00	工に伴う区域変更

茨城県告示第656号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和61年4月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年4月24日

茨城県知事職務代理者
 茨城県副知事 竹内精一

- 1 道路の種類 一般国道124号
 2 路線名
 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
鹿島郡神栖町大字深芝 字折戸山2773—2番地から	旧	最大 メートル 7.50	メートル	
		最小 7.50 最大 3.50 最小 3.50	33.00	
鹿島郡神栖町大字深芝 字折戸山2770—2番地まで	新	最大 7.50	33.00	迂回路徹去
		最小 7.50		

茨城県告示第657号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和61年4月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年4月24日

茨城県知事職務代理者
 茨城県副知事 竹内精一

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 豊岡佐和停車場線
 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
勝田市大字高場字東向 554—25番地から	旧	メートル 最大 7.60	メートル 168.00	
		最小 6.40		
勝田市大字高場字東向 545—11番地まで	新	最大 7.60 最小 6.40	168.00	土地区画整理事業施工
		最大 6.20 最小 6.00	168.00	に伴う区域変更

茨城県告示第658号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、昭和61年4月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年4月24日

茨城県知事職務代理者
 茨城県副知事 竹内精一

- 1 路線名 県道豊岡佐和停車場線
 2 供用開始の区間
 勝田市大字高場字東向554—25番地から
 勝田市大字高場字東向545—11番地まで
 3 供用開始の期日 昭和61年4月24日

茨城県告示第659号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により研究学園都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和61年4月24日

茨城県知事職務代理者
 茨城県副知事 竹内精一

- 1 都市計画を変更する土地の区域
 3・4・20 高野作谷線
 大穂町大字大砂字大久保、字立出し、字北スカ、字南スカ、字スカ、字向山の各一部
 " 大字長高野字原地の一部
 筑波町大字作谷字十八耕地、字十九耕地、字和台原の各一部

豊里町大字今鹿島字細田西, 字溜井西, 字古屋敷東, 字十花山, 字小山前, 字小山東, 字大
境の各一部

3・4・25 十八耕地上谷津線

大穂町大字大砂字バラリ, 字上谷津の各一部

筑波町大字作谷字十八耕地の一部

3・4・26 大砂工業団地環状線

大穂町大字大砂字バラリ, 字上谷津, 字大久保, 字木塚, 字南木塚, 字立出しの各一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第660号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により土浦・阿見都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和61年4月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

1 都市計画を変更する土地の区域

3・3・11 荒川沖木田余線

土浦市大字右糸字内路地台, 字牧ノ内, 字牧ノ内台, 字牧内向の各一部

3・4・25 西郷大室線

阿見町大字阿見字宮内, 字中畑の各一部

3・4・27 新町中郷線

阿見町大字阿見字下田, 字京田の各一部

3・4・28 回戸若栗線

阿見町大字阿見字海老田, 大字若栗字北谷原, 大字大室字大作谷ツの各一部

3・3・35 土浦阿見線

土浦市大字中字勢至道, 字日の出, 字畠下, 字行部の各一部

" 大字右糸字形部, 字中谷, 字中谷東, 字中谷溜東, 字内路地, 字内路地台, 字大日
山, 字小山, 字小山下, 字小谷, 字大塚下, 字道祖神前, 字大塚, 字神田, 字宮塚,
字数元の各一部

" 大字烏山字長峯, 字西谷, 字小西, 字南丘, 字馬場, 字堂後, 字東台の各一部

阿見町大字阿見字海老田, 字大竹橋, 字真木後, 字恩田, 字浜田, 字大榎, 字宮内, 字地蔵
前, 字香取前, 字十八万田, 字明神前, 字宮脇, 字下田, 字京田, 字中ノ里の各一部

" 大字大室字大川谷津の一部

" 大字若栗字北谷原, 字外降木の各一部

- " 大字竹来字山下, 字下り, 字東方, 字大天白, 字南前の各一部
 " 大字掛馬字中窪, 字五十砂, 字萩虫, 字清水頭, 字向原の各一部
 " 大字追原字小作入ホツク, 字小作, 字小作淵, 字柳ノ下, 字梶内台の各一部

3・4・36 香澄の里線

- 阿見町大字追原字南田, 字西ノ入, 字内堀, 字鳥池台, 字鳥爪台の各一部
 " 大字掛馬字中ノ窪の一部

3・4・37 島津香澄の里線

- 阿見町大字追原字西ノ入, 字東ノ入, 字南田, 字房内, 字房地, 字栗内前, 字内出, 字道地
 台, 字道地久保, 字道地窪, 字小作淵, 字小作, 字小作入ホツク, 字柳ノ下, 字諏訪
 ノ下, 字諏訪ノ下後, 字諏訪ノ後の各一部
 " 大字島津字片岸, 字中畑, 字竹ノ内, 字小山下, 字山王山, 字沖の前, 字上池田, 字
 片峯, 字五反田, 字谷津, 字寺ノ前, 字谷津台, 字雲ノ窪, 字小作の各一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第661号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に
 より石下都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定
 により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和61年4月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 都市計画を変更する土地の区域

3・3・6 収納谷丁張線

- 石下町大字新石下字宮前, 字中割, 字蛭沼, 字二十反の各一部
 " 大字大房字二本木, 字東蒲, 字西蒲, 字一丁田, 字大海道の各一部
 " 大字山口字古間木, 字荒句の各一部
 " 大字東野原字宮前の一部
 " 大字三坂新田町字浦田の一部

3・4・2 本豊田大沢線

- 石下町大字新石下字妙見, 字妙見沼新田の各一部
 " 大字本豊田字向田, 字西福寺, 字丸池, 字流新田の各一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第662号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により水海道都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和61年4月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

1 都市計画を変更する土地の区域

3・5・14 玉台橋菅生線

水海道市内守谷町字柳田、字柏山、字出台、字向地、字谷頭、字新山、字南田、字赤松、字足軽、字西原、字溜井堤下、字才土前、字溜井、字奥山下、字奥山、字川押、字鬼怒川向の各一部及び菅生町字下根の一部

2 縦 覧 场 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第663号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により下館・結城都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和61年4月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

1 都市計画を変更する土地の区域

3・3・12 谷部梶内線

下館市大字谷部字堀中の一部

〃 大字中館字狭間下、字上根田、字本田、字中田、字八反田、字直橋、字根田の各一部

〃 大字野殿字野殿、字本殿屋敷の各一部

〃 大字下野殿字葭添、字下野殿の各一部

〃 大字嘉家佐和字嘉家佐和、字小釜、字中瀬、字南戸、字天ヶ島の各一部

関城町大字井上字上町田、字下町田、字高田の各一部

〃 大字辻字川窪西、字平川島、字塚田、字新道、字滝ノ下の各一部

〃 大字木戸字根下の一部

〃 大字梶内字館野、字北中島、字南中島、字鳥喰の各一部

2 縦 覧 场 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第664号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により水戸・勝田都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和61年4月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

1 都市計画を変更する土地の区域

3・4・12 赤塚駅南口線

水戸市河和田1丁目の一部

" 姫子2丁目の一部

" 赤塚1丁目の一部

2 縦 覧 场 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第665号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により水海道都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和61年4月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

1 都市計画を変更する土地の区域

3・3・1 谷和原三坂線

谷和原村大字細代字畑堤外、字五枚畑、字長丁、字愛宕、字下坂下り国東、字下坂下り国西、字島西山前の各一部

" 大字小綱字高掛、字芦戸、字茶畑、字上宿、字留台、字向原、字東上宿、字東中宿、字下宿、字西下宿の各一部

" 大字筒戸字諫訪の各一部

水海道市川又町字古瀬、字古屋敷、字本田裏、字本田の各一部

" 高野町字立羽、字目下の各一部

" 山田町字古瀬、字山田、字八間西、字八間堀、字八間の各一部

" 淀頭町字八間堀、字淀頭、字石宮の各一部

" 新井木町字堤外、字江畑の各一部

" 相野谷町字四ツ谷東、字長張、字角井裏の各一部

" 中山町字江向、字岡田、字根田の各一部

" 沖新田町字前耕地の一部

" 三坂新田町字向田の一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第666号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により下妻都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和61年4月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

1 都市計画を変更する土地の区域

3・3・1 堀籠長塚線

下妻市大字堀籠字西万丁、字東二本杉、字高木、字薬師前、字熊の台、字前畑、字中坪、字西坪、字猫内の各一部

3・3・11 堀籠下宮線

下妻市大字堀籠字東二本杉、字原内、字西万丁、字二本杉、字久保田、字曲田、字坂井東、字車堂、字椿の宮、字下弁才、字上弁才の各一部

" 大字横根字弁才、字昼喰島、字下六反田、字上六反田、字八合田、字尻為、字西浦、字五反田、字宮ノ前、字下渋田、字樋の口の各一部

" 大字平川戸字柿の口、字五反田、字新中、字八反田、字紙敷、字宮田、字柳町、字三角田、字発句合の各一部

" 大字数須字十二所、字柿木田、字越当の各一部

" 大字若柳字寺野、字槐戸の各一部

" 大字下宮字押越、字南土手、字菅谷原、字三ツ又、字巻村、字山添、字長丁、字鳥喰の各一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第667号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により水戸・勝田都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和61年4月24日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内精一

1 都市計画を変更する土地の区域

3・4・54 和田町赤坂線

那珂湊市鍛冶屋窪, 西赤坂, 田宮原, 西十三奉行の各一部

3・4・53 那珂湊環状線

那珂湊市涌井戸の一部

2 縦 覧 场 所 茨城県土木部都市計画課

~~~~~

---

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2,000円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所